

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和元年度 第 1 回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	市民環境部 人権推進課 (内線 2 4 1 3)		
開催日時	令和元年 7 月 1 9 日 (金) 1 9 時 0 0 分～2 1 時 0 0 分		
開催場所	川西市役所 4 階 庁議室		
出席者	委員	高坂 明奈 委員 西尾 亜希子 委員 守 如子 委員 和田 聡子 委員 石伏 淳子 委員 岡 倫太朗 委員 大崎 淳正 委員 津田 加代子 委員 黒山 郁子 委員 神野 仁志 委員 (欠席) 平山 潤 委員 山田 静子 委員	
	その他		
	事務局	市民環境部 部長 石田 有司 市民環境部 副部長 阪上 哲生 市民環境部 参事兼人権推進課長 高橋 裕美子 人権推進課 副主幹 西村 弘行 こども未来部 こども若者ステーション 所長 木山 道夫 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 スタッフ 吉岡 博充	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由			
会議次第	部長あいさつ 委員紹介  議題 1 正・副会長の選出 議題 2 平成 3 0 年度 男女共同参画プラン【改定版】進捗状況報告について 議題 3 令和元年度第 3 次川西市男女共同参画プラン【改定版】の 取り組みについて (1) 男女共同参画庁内推進体制について (2) 重点施策推進部会について 議題 4 その他		
会議結果	別紙のとおり		

# 【審 議 経 過】

- ◆事務局より、本日の欠席委員の連絡と配布資料の確認を行う。
- ◆市民環境部部長よりあいさつ
- ◆委員の自己紹介と事務局職員の紹介を行う。

## ○議題1 正・副会長の選出について

審議会規則に基づき、会長及び副会長を、委員の互選によって決めた。

会長 和田 聡子 副会長 西尾 亜希子

## ○議題2 平成30年度 男女共同参画プラン【改定版】進捗状況報告について

資料に基づき、平成30年度 男女共同参画プラン【改定版】進捗状況報告について説明

- 会 長：資料を説明いただきましたが、昨年プラン改定がされたのでしたね。  
ここにおられる、委員の数名もプラン改定に関わっておられますが、初めての方も数名おられますので、新鮮な観点でプランの進捗状況を確認いただき、自己評価などについてご意見・質問などないでしょうか。
- 委 員：質問ですが、評価指標の目標設定についてバラツキがありますが、例えば、市職員の管理職における女性職員の割合について目標値が14%となっているが、まだまだ低い水準であるが、この目標値設定についての考え方について確認をさせていただきたい。
- 事 務 局：女性の管理職の登用率につきましては、担当であります職員課の方が設定しております。  
次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進などに基づきます特定事業主行動計画を職員課の方で作っております、そちらの方で、女性管理職登用という目標を12%にしておりました。  
男女共同参画プランの改定をするときに、議員の皆さんや市民パブコメで、ご意見をいただきましたところ、12%というのは、少ないのではないかというご意見がありまして、再度職員課の方で検討しまして、14%を目標値にしたところでございます。
- 委 員：考え方も、分析だとか目標設定ということがあって、市職員の管理職の目標値設定になっているのですね。ところで、女性の登用率・割合にあたり、評価指標6から10について、なんらかの社会的な説明があるのか、それとも川西市独自の部分もあったのか、概略でいいので説明してください。
- 事 務 局：この審議会の審議会等への女性の委員登用率と、それから防災会議における女性の割合、これも30%を目標にしておりますが、これは国の方が、32年までに30%にするという目標を掲げておりますので、それにならい30%という数値を目標にしているところでございます。
- 委 員：進捗状況の目標設定についても、さらにふやすという傾向で、指標の結果としては、1とか2とかでも、ちゃんと継続しているということか。または、しようとしているのか。そのあたりはどうですか。
- 事 務 局：後程、重点施策推進部会というのを作っておりますので、そちらの方でご報告させていただきたいと思っていたのですが、審議会の女性委員登用促進部会というのがありまして、そちらの方では、

審議会の女性を何とか増やすことができないかということで、協議もしているところです。また庁内で、市長を本部長として推進本部というのを設置しております。そちらの方でも、先日市長から市がさわれないところは、しょうがないけど。そうでない市が関与出来るようなところについては構成員を委員改正にあたり、考えていきたいと思いますというようなことが確認されたところです。市の職員の管理職に占める女性の割合についても、現在は少ないですが、主査であるとか、課長補佐であるとか、課長になるまでの役職の女性たちは、年々増えておりますので、今後、確実に増えていくものと考えています。

委員：評価のところ、保育所待機児童数が平成29年度の数字になっていますけれども、平成30年度の数字ではないのは何故かと思ったのが1点と、あとは前回の会議の時に、こちらの対応として現在、子育てしながら働く意思のある方が増えている状態にあるということで、保育所の設置が追いつかないということですが、それ以降、それについて、さらなる取り組み、改善状況とか、どのような状態になっているかをお伺いしたいと思います。

事務局：今の待機児童のところは17番の36人というところですね。調査した時点で、集計が間に合っていないと確定できていないということです。それと待機児童の解消については、認定こども園などが出来ておりますので、市の方も待機児童を解消に向けて努力はしているところです。こども子育て計画に基づきまして、今その見直しをしているところなので、それに基づいて、川西こども園とか新たな園の設置などもあります。待機児童数につきましては、近い所に入れたいとか、全体として認可外とか含めると、収まりそうな部分もあるらしいのですが、やはりご希望に沿うというところになかなか入れないということで待機児童が増えているという話を聞いた覚えがあります。

委員：教えていただきたいことが、33ページの項目の自己評価について、3a や1の自己評価に分かれているが、3a については、こども若者ステーション、人権推進課。また、1をつけている2つの部署の判定が異なっているが、ここについて、これをどう取りまとめている状態になるのですか。

事務局：DV防止ネットワーク会議の開催だけをとらえますと、DVネットワーク会議は開催されていませんので、3a ということで、来年度は開催できるでしょうという回答で、そうではなくて、ずっとこの情報の共有化や連携強化というところだけを見ると、1 というような、出来たという回答になっております。ここにつきましては、こちらのすり合わせもできていなくて、気にはなっていたところでございます。

委員：それでは、川西市DVネットワーク会議が開くことが重要であるのかないのか。開催されなかったからそれができたのかって言うのではなくて、開催するということはそれなりの課題があつてから開催するわけですね。何が何でも定例会議があるわけではなくて、そういう事案があるから開催するのであり、だから開催しなかったのは、マイナスではなくてそういう事案が無かったから開催できないとか。その辺の理解がわからなくて、ただ、開催できなかったから評価3a ということだけなのでしょいか。

事務局：DV防止ネットワーク会議は、こども・若者ステーションが開催するものですが、昨年度ネットワーク会議は開催していないというような状況でありました。以前は、毎年必ず実施していたものですが、ここ数年開催できていないのかなというふうに思っています。今のDVネットワーク会議の考え方を、委員の方からご指摘いただきましたので、今後事案があるときに実施するのかということも、こども・若者ステーションと検討していきたいと思っております。1 と評価している、男女共同

参画センターにつきましては、県のDVネットワーク会議に入っておりますので、ネットワークを生かした情報提供はしたということで回答をしております。

委員：かつては定例化されていた会議だったところが、何かの事情で定例化されない状態になっているのでこの評価になっていると思われま。本来定例化すべき時に、定例化していたのに、定例化されなくなった何かの事情があるのかもしれないですが、わからないですけど、そこら辺は、基準をしっかり持っていたかかないと、今、DVネットワーク会議は、本当に重要な部分になってきている事だと思うので、そこで何をどう会議されたかということは、川西市の大きな課題ですので、定例化すべき課題や事案があった時だけ開催するのであれば、やっぱり大きく違ってくると思います。そのあたりは方向性を出していただいた上で、自己評価出来たらいいなと思います。

事務局：そのあたり、どういう事情があったかというのは、私は4月に異動してきましたので、詳しいことはよくわかっていない部分があります。ただ、DVの担当所管というのが、色々と変わる遍歴があったというふうには聞いておましてその中で、なかなか統一的な、その会議の位置付けみたいなものが少し曖昧になっているというふうに思っています。先ほど委員ご指摘のように、これがそもそも何のために実施するのかっていうところを整理させていただいた上で、もちろん事案のことについての調整についてはさせていただいています。それ以外に、本当に連携としてなが必要なのか、そのために開くのが必要なのか、一旦そこは整理していく必要があるかなというふうには思っております。

委員：わかりました。そういうことは、市民課の方で、DVネットワーク会議は開催しなかった、しかし、必要に応じて、連携はしてきた実績があるというところが、この評価になるのか、今後、整理されるようによろしくお願ひしたいと思います。

委員：全体的な質問ですけど、男女共同参画の講座とか、サイバー犯罪対策講座など、いい内容の講座とか講演会とか、専門家の先生とかお呼びして実施されていると思うのですが、全体的な進捗自己評価が1で、満足度が達成し事業展開が出来たと結構高評価になっていると思うのですが参加者とかからの反響は、よかったのでしょうか。具体的にお答えしていただければと思います。

指定管理者：男女共同参画センターの方で、講座とか、交流会をしていますので、わかる範囲をお答えさせていただきます。どんな講座もすべてアンケートとっております。大変よかった、良かった、普通、そうでもない、良くなかったの5段階にしています。ほとんどの場合がよかったという方で、市民活動センターと男女共同参画センター、2つ合わせて年間60数講座をしていますので、それを全部トータルしてみたときに、大変よかった、良かったを合わせて93%になっております。

委員：講座は60幾つかあると説明されたと思うのですが、講座内容の継続性とかは、どうでしょうか。

指定管理者：講座内容はですね、今見ていただいている、男女共同参画プランのうち、大体44項目ぐらいをセンターの方では網羅していく必要がありますので、1つの講座、例えばLGBTとか、深めるといのがなかなか難しいです。ですから、総合的にならざるをえないですけども、その部分、例えば講座受講された方が、次に例えばもうちょっと学びを深めたいとか、或いは、講座の内容によっては、今回集まった人たちで、もうちょっと続けて集まりたいとか、そういうふうな時はセンターの方でサポート相談的に支援をしていく形をとっています。

- 委員：直接には今回のこの計画の策定とは関係ないですけれども、資料の「男女共同参画だより」を見たときに、気になったところがあります。先ほどDVの話がありましたが、DVのイメージのイラストを入れられているのですけれども、身体的暴力かつ体の大きな男の人が加害者というイメージをすごく、感じましたので、DVはそういうものだけじゃなくて、身体的なものだけではなく、精神的なものもあるし、男性の被害者もいるよみたいなこともあるので、あまりDVのこういう時にはイラストは使わないほうが良いのではと思っておりまして、今後もし、こういうのがある場合はちょっと配慮していただきたいと思ひ述べさせていただきます。
- それとあわせてですけれども、ホームページなどで地方自治体のDVの相談窓口が女性の被害者だけじゃなくて、男性の被害者でも受け付けられる場合は明記してあるところが時々出てきておりまして、もし可能でしたら男性の方をきちっと受け付けられ、受け付けることができる状態であるならば、男性の被害者も受け付けているか、どうかを明記されると、割合として男性はもちろん2.3%ということなので、男性を受付けていないのかなっていう心配じゃなくて、これでいいのかなっていうふうになんか思った次第です。もしもですが、窓口の方が可能ならば、同性カップルのDVについても受け付けますということも明記されているところもあるので、検討いただきたいと思ひます。
- 会長：このDVのイラストについては、プラン改定の時にも議論になりましたので、今後、配慮をお願いします。
- 委員：DVをうけたとき、どこかに相談した人の割合が33.9%で、目標値が70%になっていますが相談機関を増やすということ、広報の仕方などの方法があると思ひますが、具体的にどういうところに意見を踏まえて対策はどうしていますか。
- 事務局：サービスとして、実際はですね、配暴センターの方でDV相談は受けているという形になります。担当課はうちの方ですが別の配暴センターで受けているという形になっております。
- 広報的なものが確かに大切なことではあるのですが、毎月、広報誌にDV相談について掲載し、児童虐待・DV防止などの講演会についても周知を図っているところです。いつも対応しているのですが、一度にはなかなか出来ないと思ひますが、配暴センターの周知が図れていないので、市のいろんな施設に相談カードか何かを置いてですね、今後そういうことをやるのが課題と思ひておりますので、そういうことをしながら、窓口の周知の方も努めていきたと考えているところです。なお、配暴センターというのは、配偶者暴力相談支援センターの略です。
- 委員：ちょっと否定的なことになるのですが、身体的な暴力っていうのは、もうある程度周知されているかなと、やっぱり精神的や経済的、モラハラとか性的暴力とか、そういうところに焦点を当てて、であるとか、或いはその女性からの暴力であるとか、先ほど言われている同性間のカップルの方のお声とか、それがきちっと法的に問題があると、DV問題になるというメッセージを発信することも、相談しやすいのでは、また重要ではないかなというふうに思ひます。
- 委員：2点質問がありまして、川西市では実際に、男性が被害者の場合の、DVの相談は受け付けておられるのか、あと、多様なセクシャリティの方々の相談も、実際、受け付けておられる方も、難しいということは、様々な自治体でも言われていまして、というのは、例えば、その女性からの相談窓口と男性からの相談窓口が一緒であると、男性の加害者が被害者を装って相談する場合があるとか、懸念されることがあって、非常に実際難しいっていうことも聞いているのですか。どうされているのでしょうか。現状を教えてくださいたいと思ひます。

事務局：現状で見ますと、同性の方ですね、私自身がすごくケースの事を知っているわけではないのですが4月からの部分ですので、同性からの相談ということは今のところ実績として聞いたことはない状況です。男性からの相談については、それなりのこちらの方も体制が不利な状況です。正直言いますとなかなかそこが整っているとは言いがたい状況です。ですから相談というのが配偶者暴力支援センターの窓口を通じて男性からあるってことは、昨年の実績でもなかったようですけども、ただいろんな相談ごとの中で、やはり男性の方もちょっと、配偶者の方から言葉の暴力を受けているという形の、相談の方はあったというふうには聞いていますが、なかなかうちがサポートできなかった部分なので、県の男性に特化した窓口を紹介し、相談の方に伝えたのが、この1件というところですよ。

指定管理者：少しだけ補足します、センターの方では直接DV相談を受けてはいないのですけれども、女性のための相談とかがあるので、時々いろんな電話が入って、男性からの、言葉の暴力のような相談が、年に1回あるかないかです。先ほど話されたように、男性被害者からのご相談というのは、ほとんど今まで、私達が携わった9年間ではないです。ただ、センターでの女性のための相談は直接その件に携わっていないので、色々なことに対応することはできないので、気持ちの整理の部分で専門相談員が対応させていただいているのですけれども、男性のいろんな案件があった時でもできませんではちょっと辛いので、私達も、今、お話をあった兵庫県立男女共同参画センターで月2回の相談日を紹介するなどしており、また、大阪のクレオとか民間団体の男性相談とかいろいろ加害者対応とかをしている、そういう情報は常に持って行って、少なくとも情報提供だけ是可以るように、いつも備えて参ります。

委員：ありがとうございます。

もう1点質問ですけども、進捗状況自己評価の仕方なのですが、ちょっと気になる点があります。3aで掲げられているものですが、例えば、資料5の2ページの下の2つ、教育支援センターと幼児教育保育課ですが、教職員対象としたセクシャルマイノリティに関する研修を実施しますというところで、どちらも3aとなっています。そして事業が出来なかった理由がいろいろ書かれている訳ですが、この3aの理解というのは基本的には次年度はやりますということですか。3aが次年度以降は実現可能ということは、次年度でなくてもいいのかという理解か、次年度はやりますということか、どんなふうに理解すればいいのでしょうか。

事務局：これは、次年度以降は実現可能ということなので、次年度に限定しているものではございません。教育支援センターの方は、昨年度は実施したということだったので、29年度は実施したけれど30年度は実施しなかったということなので、31年度は実施するということと理解しています。そのことにつきましても、今後、プランに沿った研修の実施につきましては、人権推進課の方からも働きかけをしていきたいと思っております。

委員：この3aというふうに書かれる場合ですね、次年度以降実現可能ということですけど、では何年ぐらいに実現可能か、括弧書きなどで記入するようにすること可能ですか。

事務局：ご意見参考にさせていただきます。

会長：ご説明の中で、平成34・35年と記載されていますが、存在しませんね。それを基に、資料5の評価指標値の目標年度も、平成になっていますので修正しておいてください。

事務局：次の資料から、修正させていただきます。

### ○議題3 令和元年第3次川西市男女共同参画プラン【改定版】の取り組みについて

資料に基づき、令和元年度第3次川西市男女共同参画プラン【改定版】の取り組みについて説明

- 会 長：ありがとうございました。それでは、この説明につきまして、ご質問、ご意見等おありでしたら、よろしくお願いいいたします。
- 委 員：資料1について、推進本部会議や推進本部幹事会、重点施策推進部会は、どのような形や頻度で開催されていますか。
- 事 務 局：男女共同参画推進本部につきましては、年に1回開催し、それから、幹事会の方は、庁内LANを利用して、推進本部で協議した結果を流しております。重点施策の推進部会の方は、それぞれ年1回開催しております。
- 委 員：幹事会は本部会議の結果をうけて庁内LANに掲示するというので、それを見て、幹事会自体の開催はないということですか。
- 事 務 局：男女共同参画プランを改定する時には幹事会を開催いたしております。
- 委 員：それでは、推進本部で決めた、改善案やそれ以外に大きな総合的な計画や指針などが示されたときに、確認報告をあげるようになってはいますが、そのような場はあるのですか。
- 事 務 局：実際に庁内LANで流しておりますので、現実には、そういう場はございませんが、重点施策推進本部推進部会のメンバーは、この幹事会のメンバーでございます、それぞれの幹事会のメンバーが3つの部会に分かれて集まっていたいて、それぞれの課題について、協議をするという形で行っております。
- 委 員：折角の推進体制があっても、そういう状況は、実際に審議会を開いて、専門家の先生方が現状での社会問題などを提起されますね。それを受けたら、幹事会のところに報告されるのは、実際には審議会から推進本部へ話がおりていかないですね。それでは、推進委員会年1回しか開かれませんか、それでスピード感がない。審議会からの意見に対しては、市民から直接、実際はいろんな問題というのは、男女のDV、セクシャルマイノリティ、それから、経済的な問題や障害の問題など複合化したそういった問題が現場から上がって来た場合ですね、男女共同参画という視点で自ら落とし込む体制が、これでいいのですかね。推進体制だけでも機能しないですけど、実際には、現場から受けますとか、そういう流れはないのでしょうか。
- 事 務 局：先ほども申しあげたんですけど、幹事会のメンバーがそれぞれの部会のメンバーになりますので、その幹事会は全員が集まるということはしてないんですけどもそれぞれの部会で集まっていたいて、協議をしているというところなんです。今、委員のおっしゃったことを参考に、今後検討して参りたいと考えています。
- 委 員：現場の声があがる形の重点施策推進部会、ここが実際のそういう形であると考えます。これに応じて、プロジェクトチームを作ることになってはいますが実際に重点施策部会を開催していただかないと、そのプロジェクトは動かない。そのあたりを敏感に動ける体制をつくっていただ

きたい。

委員：資料6と7の男女共同参画事業報告及び事業計画の男女共同参画参画社会の実現をめざす助成金の事が書いてありますが、こういう助成金が出ると思ったら、多分いろいろ取り組みがされ、大変いい取り組みだと思いますが予算の上限は5万円で、1団体と決まっているのでしょうか。

事務局：上限は5万円で、2グループに助成をするというように決めています。実際、男女共同参画基本法ができた当時は、たくさんの応募があったのですが、2つの団体に助成金を渡すことができるのですが、最近は1件しか応募がないというような状況です。

委員：もう少し、助成金の額を上げるとかそういうことは出来ないのですか。こういう事業に5万円の助成ってというのは、ちょっと少ないのではないかなと感覚的に思いました。

事務局：一応この男女共同参画社会の実現をめざす活動助成という事業は、通常男女共同参画を目指す活動をされていて、その活動されているのに、少しお手伝いをしますよというものです。この5万円で何かをしますというものではないので、少し金額が限定されているのかなというふうに考えています。

委員：資料4の重点施策推進部会一覧表のところで、上のところに基本目標、女性のエンパワーメントの推進のところで審議会の女性委員登用促進部会のところで、審議会とか女性の登用促進とかをされている、やっぴこうとされているのはわかるのですが、例えば、まちづくり推進委員会のように若者枠とかを設けていると思うのですが、ここで例えば女性枠とかを設けて、登用を促していくのでしょうか。

事務局：一応女性枠という、クォーター制度というものを導入しようということで、具体的施策には上がっているのですが、実際は、そういうような、女性枠というのを設けているところはありません。

委員：それはなぜでしょうか。

事務局：女性枠というのを入れて欲しいということでお願いはしているのですが、充て職という形で、委員長や代表者で対象者としているものとか、農業をされている人たちを構成メンバーに入れているとか、先ほどの資料4の裏に審議会の女性委員の比率一覧表をつけておりますが、なかなか30%に満たないところについて、それぞれの課に理由を聞いたりして、何とか、女性枠を設けてもらえないかであるとか、そういうことでヒアリングはするのですが、そもそも農業をしている代表者が全部男性なので、それは難しいであろうとなっていていろいろハードルが高いというのが現実です。しかしながら、そんなこと言っていれば、いつまでたっても30%が実現できないので、委員のご提案のあった女性枠ということで、審議会の方でもそういう指摘があったということを、再度、こちらの方から働きかけたり、仕掛けをして参りたいと思います。

委員：ぜひ期待しております。

市長のお話で、審議会をどんどんやっぴこうって動きが結構あり、まちづくり推進委員会とかでも、見られたりするので、結構、審議会とか市民参加型に女性とかもって、取り込んでいったり若者とか、巻き込んでいけると思います。ぜひ、女性枠を作ることでまた女性の方々が自分もやってみようっていう意欲的になるかもしれないので、ぜひ検討していただければと思います。

委員：例えば私たちが、学校の中で、生活しているときに自治会、コミュニティ、NPO法人なんかは、女性役員などが登用促進で多く女性枠を作る必要があるのかなとは思うのですが。先ほども言ったように、実際自治会の中で、半々ぐらいですね。女性会長も居ます。何かそこだけあえてそこに女性を出さないといけないというのがちょっと思っています。先ほど自己紹介でも言いましたが、例えばPTAをしている人は女性ばかりですね。逆にそこに男性を出さないといけないというふうに私は考えています。やっぱりこの根底にももちろん、農業の人、私も農業もしていますが、やっぱり水利組合はおじいちゃんばかりですので、そこで、私が行くと、本当に、ちょっとなかなか発言するには、世代のギャップも感じています。そういうところに女性が出ていくっていうのはいいのですが、私自身はその女性だけでなく、男性ももっともっと出さないといけない団体とかグループもあるのではないかなというそういう視点が必要じゃないかと思ってお話を聞かせていただきました。

委員：そうですね、私はこういった委員会に参加させていただくのが初めてでしたので、この資料の中であった、例えば男は仕事、女は家庭と考えている者の割合を減らしていくというものがやっぱり根本的なところなのかなと感じておりますけど、例えば今のPTAのように、それが女性ばかりが出ているというふうに、逆のパターンもあるのかっていうのを、感じましたし、資料4の中にあるような、重点施策推進部会の中ですね。10番のところですか、例えば、DV防止に向けた啓発教育の徹底というところで、この事業者への啓発の推進ということだと、すごく事業者としては感じるところですけども、もちろん、経営者であれば、男性より女性の方すごく、ぐんぐん成長されているかなと、従業員の数も増えたり、やっぱりフットワークの軽い方が多いですね、この事業者の中に経営者もいれば、従業員の方も居ますので、実際こういった話が必要で意味があることがあるのですね。こういったときに、相談っていう場所とか、実際会社の中で、組織の中で上下関係が続いて、役職として続ける中で、果たしてどういうふうにDVを受けているということに気づくかということと、相談できるか、ということ、DV防止に向けた啓発や推進が、どういった方向性で行われるのか。かなりすごく興味がわいたところではあります。

会長：ご発言で、私は逆に期待をしたりしています。  
ちなみに、川西商工会では、DVなどに関する研修などは開催されているのですか。

委員：川西市商工会の中ではあまりないです。時折そういうセミナーや講演会があるという話があるので、それを積極的にというのは、まだ事業者の中で、異論がある方とかがいます。製造業や建築関係では、関心があっても、そこまでの、今女性が増えてきているという状況がやっぱり、バランスが変わったのですね。商工会青年部の中でも女性が多くなっており、私も積極的に取り入れていこうかなと思っています。

指定管理者：今の関連で、実は男女共同参画センターからは、毎年、商工会の会場を借りてDVも含めた講座をして来ています。こちらのPR不足かもしれませんが、是非、連携をお願いしたいと思います。昨年度は、商工会に出張講座をずっとさせていただいたことで、市内の事業者さんが自分の会社の研修をしたいというお申し出があって、商工会さんが男女共同参画センターの方に繋いでくださって、出張型でもって非常に中身の濃い研修ができたというケースがあります。ですから、ぜひそういうことをやっているということで、商工会の中でもPRをしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

会長：それは、ここ数年の動きですか。

指定管理者：ここ数年、センターの指定管理をお願いしていただいてからですので、8年ぐらいですかね。

会 長：それは、やっぱり商工会の女性会員が増えた時期かもしれませんね。

委 員：先ほど、クォーター制の話がありましたが、審議会における、女性委員の比率一覧表をみると、まだまだ女性委員の割合が低いところがありますが、クォーター制の女性委員の一定枠を設けるということについて賛否両論があり女性ばかり優遇するのはどうかという意見もあるのは承知の上だと思うのですが、割り当てをするときは、本当に社会的に、明らかに男女差が、それがその差別だとか、やっぱりいろんな社会的なツールになるとかそういうふうに基づいて、大きく差がある場合には、少々その強引な割り当てを用いてもいいということになっているので、それは法律にも、反しないっていうことになっておりますので、割り当てをしてくださっていいのかな、もうすでにされているかもしれませんけれども、そこで例えばこの審議会等における女性委員比率一覧を見てみますと、例えばですね。6番の予防接種健康被害審査会だとか、その次の予防接種健康被害調査委員会とかですね。あとは、36番の介護保険運営協議会とか、もう一つ45番の介護認定審査会だとか、これも見ていると、やっぱりもう少し女性がいてもおかしくない審議会なのかなと思うので、例えばその予防接種をやりますと医師会関係してくるでしょうから、お医者さんは男性の方が多いということもあるのだと思いますけど、やっぱりそれは、医師会に女性の方もいらっしゃるのですから、そこに言って、女性枠を設けていただく。また、介護の方は、むしろ女性じゃないかなと思うのですが、介護に携わっている方ですね。でも介護認定審査会とかってなると、まだまだ少なくてこれなんかむしろ50%ぐらいいいってもいい話なのかなと素人目に思うのですが、やっぱり女性枠を設ける必要性の説明をなど、そういうこともしっかり出していけばいいのかなと思います。

委 員：最後に確認ですが、男性からのDV相談については、配暴センターでは、受付をしておられないということですね。

事 務 局：すいませんちょっと説明の仕方が悪かったのですが、その性格からすると受付ができないということとはなかなか言えないと思います。ただ、困っておられる方に、新しい支援をどういう方法がいいのか、配暴センターの方だけですべて解決するのがいいとは思っておりませんで、うちの体制で出来ること出来ないことというのを考えていますので、県の方にご案内するというケースがあったということです。例えば、先ほど説明したように、これからの時代で考えていくと、もちろん、今まででいうとどうしてもその経済力という面からしても、男性が強いのもありましたので、割と女性の方が被害者になるケースが多かった。これからの時代わからなくて、男性の方で専業主婦という方ももちろんいらっしゃいますので、そういうケースも増えてくるのかなというふうに思っておりますが、体制の整備もあわせて必要なことだと思いますので、将来的には必要だと思いますが、今現段階では、説明したケースではなかなか大変で、うちの方は対応がちょっと難しいかなということでお繋ぎしたと聞いております。

委 員：年々、男性からの相談で見ますと、実際、私もその男性のDV相談などで、保護命令をとったりしたことがありますので、大阪ではその前、一時保護した時の施設があり、女性の施設にあるので、そこはどこで保護するのかっていう問題があると思うのですが、実際は男性を保護した時は児童施設で分けて、お子さんと一緒の方、一時的にそこに保護したっていうことがあるっていうふうに聞いたので、実際の男性が相談に来て、一時保護しないといけないうきにどういう施設に繋ぐのかとかですね。そういうシミュレーションをしていただいた方がいいのかなと思って、DV防止法で男性の被害を排除するのってなっていないので、実際同性間のカップルで相談されるケースもあり

ますし、特に私としては、男性と男性のカップル、ゲイのカップルの方とかの暴力は結構熾烈な場合が多いですね。男性間で且つ被害者が男性なので、相談に繋がりにくくていつの間にか被害を拡大することがあるのですよね。そこを、ちょっと気をつけていただきたいという感じがしますし、先ほど女性がどんな感じで暴力を振るうとかということですけど、確かにその男性程力は強くなくて、男性の方はある程度、経済力があって、普通は、何で逃げられないかっていうことになるのですが、私の印象では、女性で暴力を振るう人っていうのは結構そのメンタル的に心を病んでいる人なのです。いわゆるその中で、ちょっと言葉悪いですけどメンヘラ女子という感じの方が多くて、そういう脅迫の仕方をする人が多いですね、あなたがこうしないなら私は飛び降りるみたいな、そういう積み重ねで、なかなか私が抵抗したら、この人はどうなるかだろうみたいなことでやられて、同居の親族とか一緒に暴力を振るったりとかしていらなくなったりとか、或いは男性でも女性の実家でお世話になっている人だったら経済的にもしんどいシチュエーションがあるとして、男性だからDVされないことはないですし、その中で、自分の被害が誰に言っても全然わかってもらえないだろうと相談に本当に繋がりにくいこともあるので、その辺はできれば相談のシステムを整備してもらったほうがいいかなという感じを凄くしています。

会 長：先ほどの委員の意見ですけれども、ちょっと他市で、まだまだ全然本格的にそういう男性の相談は受け付けられる体制になってないけれども、今やれる限りのことをやっているということ、ちょっと聞いた話ですけれど。男性が、ふらっと来られる場合があるらしいのですね、それがその自身の相談なのか、それとも加害者であって、それで被害者を探しに行っているのかちょっとわからないケースですね。フラット来られて、相談があるみたいに話されるケースがあるんで、そういう場合には、もうすぐさま男性職員も含めて、複数で対応できるような体制をとっていると、誰か1人だけにカウンセラーを任せるのではなくて、そういうケースも複数の人間が見ているような体制をとるってことは、しているそうなので、すぐやれることっていうのがそこからなのかなと思います。それはすでにされているのか、まだ経験もないっていう状況でしょうか。

事 務 局：先ほどのケースは受けられないから、すぐ繋いだわけではなくて、実際はちょっと、その方のDV相談だけではない案件だったので、いろんな相談には対応しながら、DVの部分について、一部、やはり対応出来ない部分もあったので、そちらに繋いだというふうには聞いています。今おっしゃった通り、その相談員っていうのが、女性がメインで相談しておりますので、複数対応は絶対必要もしくは、その男性職員も入れながら対応はしないといけない。そこら辺のこともあるので、現状の体制ではなかなか難しいというところを申しあげましたが、今後に向けてはやはり対応が必要かなというふうには思っています。ただ体制的に整えていかなければならない話なので、整えばそういうふうにはやっていくべきであるというふうには思っておりますし、実際に対応するとしたとしても、女性職員だけにすると訳にはまいかないと思うので、配暴センターでも男性職員が対応してという形の対応に当たることになると思っております。

会 長：先ほど委員から発言のあったことですが、プランの改定版を作成する上で、結局重点施策の3つにおいて、LGBTについて考慮し、従来の先入観がすごく変わってきているように、今、男性間、女性間とかですね。そこで資料の部会名ですけど、女性に対する暴力対策部会というのも、ちょっと女性に対するところを男性に対するところも必要なので配慮いただきたい。今のお話にあった、男性の相談者への対応が大切であると思われるので、やはり広域行政圏とかで人権推進課が同じような事案を抱えている他の自治体としっかり勉強し、連携していただきたいと思います。大きな変化だと思いますので、この審議会というのも本当に毎回毎回いろいろと考えていただいている大切な会議ですので、もっと要請できるよう、やっぱり考えていただかないといけない。今日の審議会は3分の2が新しい方ということで、いろいろと資料とかをご覧になっていただき、いろいろ

なご意見をいただきましたので、是非、今後の事業や業務に役立てていただきたいと思います。  
長時間のご審議ありがとうございました。

#### ○議題4 その他

事 務 局：本日、この場に男女共同参画センターからも出席いただき、資料も配布しておりますので、資料について簡単に説明していただきます。

～男女共同参画センターが説明～

会 長：以上で本日議事はすべて終了しましたので、事務局に司会をお返しします。

～審議終了～

事 務 局：会長、ありがとうございました。本日いただきましたご意見やご助言につきまして、今後の男女共同参画施策の推進に反映させてまいりたいと考えております。以上をもちまして、本日の川西市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。